

平成23年第3回上富田町議会臨時会会議録

開会期日 平成23年10月7日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	木村勝彦	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	原宗男
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

税務課企画員	谷本芳朋	産業建設課長	脇田英男
産業建設課 企画員	菅谷雄二	産業建設課 企画員	三栖啓功
上下水道課長	植本敏雄	上下水道課 企画員	川口孝志
教育委員会 総務課長	笠松眞年	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 7 1 号 上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成23年第3回臨時会を開会するにあたり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回上富田町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

また、地方自治法第121条の規定により出席要求した本臨時会の説明員並びに参考資料として産業建設課 台風12号災害復旧一覧表もお手元に配付をしております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番、沖田公子君、8番、榎本 敏君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決しました。

議長（奥田 誠）

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成23年第3回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、大型で強い台風12号の影響で、上富田町では8月31日から9月4日にかけて、豪雨や強風に見舞われ、和歌山県が設置した雨量観測の朝来観測局では856ミリ、大宮観測局では1,180ミリ、富田川の上流にあたる田辺市中辺路町兵生観測局では1,199ミリという降雨がありました。

この豪雨により住宅の床上浸水が9棟、床下浸水が22棟、土砂崩壊49件が発生し、9月4日には、富田川に流れ込む支川の河口付近において富田川の水位が上昇したため、水が滞留し、町内16カ所で冠水する事態となりました。

田辺市中辺路町栗栖川滝尻地区では山林が崩壊し、土砂が国道311号を越えて富田川をせきとめ、下流地域では土石流が発生する危険性が高くなったため、富田川流域の住民に対して避難勧告を発令しました。

公共施設の被害としましては、畑山潜水橋、山王潜水橋の2基が流失、町道、農道、林道、河川、橋梁等で多数の公共施設が決壊、崩壊し、地域住民は公民館や各町内会館等へ、合計であります210名の避難を余儀なくされました。幸いにも人的被害は発生していません。

9月11日には、古座川の氾濫により大きな被害を受けた古座川町へ、上富田町の職員、上富田町社会福祉協議会の職員、熊野高等学校の生徒、合計52名が、災害の復興活動に取り組んでまいりました。

また、9月12日付で和歌山県知事より台風12号による災害に係る被災市町村への支援要請があり、10月中旬を目途に職員派遣を計画しているところであります。

今後、町内各地の災害復旧工事が国の激甚災害指定に基づきまして、一日も早く復旧できるよう全力で取り組んでまいります。

それでは、本臨時会に上程し、ご審議をお願いいたします諸議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第71号につきましては、上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。この条例は、教育委員会の教育長の給与につきまして、行財政改革の一環として、給料月額100分の10の減額を平成23年9月1日から平成27年8月31日までの間、引き続き実施するものであります。

議案第72号につきましては、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第3号）でございます。今回、既定額に5億5,331万9,000円を追加し、予算総額を64億5,371万5,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、台風12号、15号により発生した被害の災害復旧事業費として現時点で見込める範囲を予算計上したもので、公共土木施設災害復旧事業で35件の2億2,285万円、農林水産施設災害復旧事業費の32件の2億5,076万円、また、単独災害復旧事業費122件の7,050万円及び甚大な被害を受けられた市町への義援金100万円を措置しています。

一方、歳入につきましては、国庫支出金、財政調整基金繰入金、地方債等を見込み、措置しています。

以上が本臨時会に上程します諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

---

### 日程第3 議案第71号

議長（奥田 誠）

この際、日程第3 議案第71号、上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、家高君。

総務政策課企画員（家高英宏）

おはようございます。

私からは、議案第71号についてご説明申し上げます。

議案第71号、上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年10月7日提出、上富田町長小出隆道。

1ページをお願いいたします。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部改正。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を次のように改正す

る。

新旧対照表にてご説明を申し上げますので、次ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

条例本則中、「平成19年9月1日から平成23年8月31日までの間」を「平成23年9月1日から平成27年8月31日までの間」に改めるものでございまして、教育長の給料月額を行財政改革の一環として、給料月額100分の10の減額を平成27年8月31日まで延長する条例（案）です。

なお、附則において、この条例は、平成23年9月1日から適用するとしております。

以上、条例（案）の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第72号

議長（奥田 誠）

日程第4 議案第72号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

おはようございます。

議案第72号をご説明いたします。よろしくお願いたします。

議案第72号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成23年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億5,331万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,371万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年10月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、12款、分担金及び負担金で既定額に、今回、1,625万円を追加し、9,974万8,000円と定めています。

14款、国庫支出金で、既定額に3億4,950万円を追加、18款、繰入金で、既定額に1億3,156万9,000円を追加。

21款、町債で、既定額に5,600万円を追加。

歳入合計では既定額に、今回、5億5,331万9,000円を追加し、64億5,371万5,000円と定めています。

次に歳出では、2款、総務費で既定額に、今回、145万9,000円を追加し、7億2,697万2,000円と定めています。

4款、衛生費で、既定額に53万5,000円を追加。

8款、消防費で、既定額に132万5,000円を追加。

9款、教育費で、既定額に589万円を追加。

10款、災害復旧費で、既定額に5億4,411万円を追加。

歳出合計では既定額に、今回、5億5,331万9,000円を追加し、64億5,371万5,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加で、今回、農林水産施設災害復旧事業費につきまして限度額を1,300万円とさせていただきます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございません。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

変更では、公共土木施設災害復旧事業につきまして、限度額に4,300万円を追加し、限度額を4,560万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括につきまして、このページから次の7ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきますので、11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、今回の補正は台風12号、台風15号に係る災害対策並びに復旧事業費を措置しています。

2款、総務費では、一般管理費で145万9,000円の追加で、被災地への職員派遣旅費、需用費及び甚大な被害を受けられた町への義援金100万円を措置しています。

4款、衛生費では、清掃総務費で53万5,000円の追加で、災害ごみ処分に要する所要額を措置しています。

8款、消防費では、水防費で132万5,000円の追加で、台風12号、15号の水防配備体制による職員の特殊勤務手当94万2,000円、避難者及び職員の食糧費及び水防用諸材料費を措置しています。

次のページをお願いいたします。

9款、教育費では、体育施設管理費で589万円の追加で、スポーツセンターの屋内イベント広場ネット、野球場バックスクリーンボード、それから市ノ瀬コスモス園、郵便橋グラウンドゴルフ場、生馬河川敷の修繕料及びスポーツセンターでの簡易トイレ借

り上げ料を措置しています。

10款、災害復旧費では、参考資料としまして台風12号災害復旧一覧表を配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

1項、公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で5,410万円の追加で、応急復旧工事請負費66件分4,200万円、地すべり対策工事請負費3件分1,000万円、計5,200万円で、ほか所要額を措置してございます。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費で2億2,285万円の追加で、測量設計調査委託料7,500万円、35件分の災害復旧工事請負費1億4,000万円ほか所要額を措置してございます。

2項、農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で1,640万円の追加で、応急復旧工事請負費53件分の1,500万円、復旧用原材料費100万円ほか所要額を措置してございます。

現年発生農地災害復旧事業費で1,225万円の追加で、測量設計調査委託料200万円、農地災害復旧工事請負費4件分の1,000万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

現年発生農業用施設災害復旧事業費で1億3,525万円の追加で、測量設計調査委託料3,500万円、災害復旧工事請負費で16件分の1億円ほか所要額を措置してございます。

現年発生林業施設災害復旧事業費で1億326万円の追加で、測量設計調査委託料300万円、災害復旧工事請負費12件分の1億円ほか所要額を措置してございます。

以上が歳出の内訳でございます。

続きまして歳入を説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

12款、分担金及び負担金では、災害復旧費負担金で1,625万円を追加していません。

農地災害復旧事業負担金125万円、農業用施設災害復旧事業費負担金500万円、林業施設災害復旧事業費負担金1,000万円を措置しています。

14款、国庫支出金では、災害復旧費国庫補助金で3億4,950万円の追加で、公共土木施設災害復旧費補助金1億7,200万円、農林業施設災害復旧事業補助金で、農地災害復旧事業費補助金750万円、農業用施設災害復旧事業費9,000万円、林業施設災害復旧事業費補助金8,000万円を措置しています。

18款、繰入金では、財政調整基金繰入金で1億3,156万9,000円を追加しています。

21款、町債では、災害復旧費で5,600万円の追加で、公共土木施設災害復旧債4,300万円、農林水産施設災害復旧債で、農地災害復旧事業債100万円。

次のページをお願いいたします。

農業用施設災害復旧事業債400万円、林業施設災害復旧事業債800万円を措置しています。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

本案について質疑を行います。

金額が大きいのので、ページごとで行います。

11ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

12、13ページ、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

14ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは、歳入の9ページ、10ページ。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

この財源の問題になるんですが、9ページ、災害復旧費負担金というのがここで1,625万と計上されております。これを見ますと、激甚災害とは言いながらも多少個人負担というのが残るというように思うのですけれども、それぞれ公共災害、農地あるいは農地施設、林道施設、それぞれについて、激甚債の場合にはパーセントはどのくらいになるんだろうかというのをお聞きしたいと思うのです。

つまり、全体としてここに書かれている負担金ですけど、その他の財源ですけれども、これは多分個人の、あるいはそれに類する者の負担ということになるのと思うのですけれども、この積算をひとつ明らかにしていただきたいというように思います。

もう1つは特例交付金、22年もありましたし、23年も、今、3次補正でいろいろと言われていまして、それが入ればかなり一般財源化して、あれは自由に使える金だということに国会答弁していますので、かなり財源になると思うのですけれども、そう

いうものを将来的に当て込める可能性があるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まず第1点としては、激甚災害の指定をされた場合、どの程度になるかということでございますけど、これはもう全くわかりません。といいますのは、今までの経験からいいましたら80%から98%ぐらいになっておりますけど、最終的に何%になるというのは現時点ではまだ予測つかないということがございます。

それと、もう1つは、それに基づいて個人の負担を算出するわけです。従来でありましたら半分ずつ。補助残に対して半分ずつということになっておりますけど、今回、産業民生常任委員会にも相談させていただいたのですが、率ではなしに、大きな被害額が出た場合に関係者が少なかった場合、要するに個人的に大きな負担になってくると思うのです。

こういうものを踏まえて、今後、町として、要するに国の災害査定を終わって被害額がはっきりし、激甚災害の利率がはっきりし、そして、あとどういうふうにするかという問題を検討させていただきたいと思います。

特に林道災害について、従来でありましたらその地域の財産区へ負担はお願いしたいのですが、今回の場合は生馬地区へ集中しているということもございます。すべてではないのですが、こういう難しい問題があるので、予算は予算として計上させていただきたいということをお願いしておりますけど、今後、そういうものについて検討するというので、今の時点でご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

（発言する者あり）

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

特例につきましても、実際、今のこの年度、平成23年度は国の中で大きな災害が、要するに東日本の問題もありますし、台風6号とか、12号とか、15号もございますので、具体的な数字が今のところ見えないのが状況でございます。見えましたときに、先ほど言いましたような中でどういうふうにするかというのは検討はさせていただきます。ただ、最終的に特別交付税等は3月の末になると思うのです。

もう1点、質問の趣旨ではないのですが、この予算のとおり執行できるかできんか。

要するに業者の問題とか、測量の問題がございますので、繰り越しの事態も考えられると思うのです。そういう難しい問題も含んで、できたら検討するというご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

12番、井濶議員さんの質問にお答えさせていただきます。

個人負担金なんですけども、町長がおっしゃったとおり、過去の慣例から、今時点、この入の方につきましては、農地の災害で大体個人負担金が12%、そして農業用施設につきましては5%、林道施設につきましては10%という形の中で歳入を見込んでおりますが、特に農地、農業施設につきましては、最終的に国庫補助率の積算が、今後、査定を終わった後に査定決定額が出てきます。その中で、それらに係る受益者の数の戸数で割って、まず、補助率増嵩申請という形の中で増嵩した部分のかさ上げ分の率が出てきます。それに今回の激甚が加わって、今回、90以上、農地と施設は大体5%差は出てくるんですけども、そういった形の中で今現在積算をしております。

そして、余談になるんですけども、特に農地につきましては、この申請にあたり個人負担金をいただくという形の中で承諾をいただければ、勝手に申請して後から負担金払わんよという形もなるおそれがございますので、今、大体約1割程度という形の中でお話しをして、今後、申請の方へ進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

今の町長の答弁、なかなかわかりやすい答弁だったんですけども、結局、激甚の場合に90%、10%、12%というのがありましたけども、過去においては80%、農地施設でしたら90%、激甚の場合あるんですけども、そういう中で、ただ、今、課長が言ったように、ここに出ている金額というのは、個人負担としてこの予算を執行するにあたっては残るということですね。ただ、それについてはそれぞれのケース・バイ・ケース、個々によってその人と話し合いをして出せるのかどうかということを含めて対応していかならんと。しかし、同時にその倍率とかいろいろあるので、もっと少なくなったり、増えたりするか、増減あるかわからんけども、こういうことになると。こういう、いわゆるこの激甚といえども個人負担というのを残しながらやらざるを得ない状況

というのはあると。

ただ、特例交付金ですか、特例交付金が出た段階では、町長言われているように予算的にはそこを一般財源化、これは一般財源になるわけですから、使われるということがいわれる、その意味だろうと思うのです。好意的に取ればそういうことだろうと思うのですが、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まことに申しわけないのですが、今日はあまり詳しい答弁したくないのです。といいますのは、なぜしたくないのかといたら、大きな事業費として山王橋の復旧が出てくるのです。畑山橋の復旧が出てくる。これは、復旧そのものができるかできんかというのは問題です。技術的に今の基準でさせてもらえるのか、そうではなしにいろんな問題。

畑山の潜水橋は建設後、町道にもう移管してあるのです。これは国土交通省の管轄ですけど、山王の潜水橋は農道橋のままなのです。利用しているのは山王の方。この方に負担金を持っていったら、多分復旧できんと思うのです。これはやはり事業費を見た上でどういうふうにするかというようなことが出てきますので、この答弁をさせていただくというのは、今回は個々によってでも検討するというようなことも踏まえて、今後、検討するというごことをご理解いただきたい。

いずれにしましても、災害の査定が終わって被害額が確定し、それによって激甚の負担が出てき、先ほど言いました特例債がどのくらい出てき、そういうものを複合的にというわけではないのですが、いろんなことをかみ合わせた中で決定はさせていただきたいと思います。

ただ、産業建設課長が言いましたように、ある程度の話をしておかなかつたら、いざとなったときに負担ようせんよということになったら困りますので、そういうことが出てくるということをご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

歳出、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは、全体で質疑ありませんか。

11番、吉田君。

11番（吉田盛彦）

このたびの災害の対応については、わりと上富田町の方が大変早くやってくれたなということを感じており、感謝しております。

ただ、その災害、いろいろあちこち、先ほど言われたようにあるのですけれども、小さな災害というのですか、ただ、山が崩れて道路はきれいにすぐしてもらったのですけれども、その残りが畑とか田んぼに入っていて、その土砂はどうなるのだろうというような住民の声が割と多く聞かれるのですけれども、聞きにきたときには、できることだったら自分でやれるところはやって応援してよというような話はしておるのでありますけれども、ただ、やっぱり農業をしている方が随分高齢化してまいりまして、前にもちらっと町長からお話がありましたように、個人でできないときは何とか手を差し伸べなければ仕方がないだろうというような話も伺っております。

そうって、その個人の災害の規模によるかもわかりませんが、そういった場合の、当局に聞くのもどうかと思いますけれども、私がどういうふうに答弁していいかわからないので、その辺のめどをわかったら教えていただきたいなど、こういうことであります。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

農地につきましては、あくまでも農地の制限価格というのがあります。この田んぼに対して幾ら認められる。その中で算出して、それが補助金の対象になったらいいのですけど、ならん場合が出てきます。ならん場合についてはどういうふうにするかということの、今、検討をしているわけでございますけど、若干その制限より低い段階でするかという方法を取ってでもしなければ、高齢者の人が多いというような状況でございます。補助対象になった場合でも個人負担が、要するに対象外の事業費が出てくるよ。補助対象以外でもそういうものが出てくるよ。そういうものも絡み合わせてしますが、私の気持ちとしては、高齢者の人が多いので、若干でも町費持ち出してでもさせていただくというような格好でお願いしたいと思っております。

ただ、制限額いっぱいは無理ということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

反対討論をしたいと思います。

前もって言うておきますけれども、今回の補正は必要かつ緊急な事業であります。これは、どうしてもやり遂げなければならないというように私は考えております。ですから、これについては全面的に賛成する立場でありますけれども、あくまでもこの予算の建前上、第1条で5億5,331万9,000円を追加して、全体として64億5,371万5,000円というものを審議すると、こういう形になります。

ですから、その意味で、その中には、反対していましたが消費税の問題、あるいは三位一体で削られている問題、そういうものが一般財源を食いつぶしている問題、そういう中であって、非常に財政が厳しい中での努力を要求されなければならない。あるべきお金が入ってこないという、そういう状況の中での予算ということで反対をしたいと思うのです。

なおかつ、今回の補正の中身を見ましても、これだけ災害を受けて苦しんでいる国民のためにも、やはり全体として激甚をやるのなら100%見ていくということが大事ではないか。100%見られない場合には特例交付金という形で出すというようなことを国会で論戦して、そういう答弁、近い答弁をしているのですね。ですから、恐らくそういうものが起きてくるであろうと。

あるいは、先ほども私は質問しましたがけれども、要するに公共災害、農地施設、林道施設というものについて、それぞれ通常の災害の場合にでも補助金はあるわけですね。あるわけなのだけでも、それには個人負担というのも当然残ってきます。その中で補助対象にならない、町長、先ほど言うておりましたけれども、金額というのはあるわけですね、限度額というのは。そういう場合にはどうするかということで、田辺市なんかも市独自のお金を使おうかなとかいうようなことが出ているそうでありますけれども、上富田町も恐らく、今の町長答弁ではそういう流れの中に行くだろうというように思います。

さらに、規模の大きな問題、あるいは、そこに住む人々の少ない問題とか、高齢者の問題とかを含めて対応したいというので、その点につきましても非常にいい施策だなというように思っております。

ぜひ、3次補正がどうなるかということとはわかりませんが、そういうお金が出た場合には、やはり少なくともこの激甚災害を受けなきゃならない状況だったところの住民の立場に立って、その交付金を地元負担分としてぜひ使ってあげてほしいというように思います。金額としたらそんなに大きな金額じゃないというように思いますので、その点もあわせてよろしく討論しておきます。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番、吉田君。

11番（吉田盛彦）

賛成をさせていただきます。

井瀬先生言われるように、全く国が100%出してくれたら一番ありがたいのですが、とてもそういった状況でないことは、もう皆さん、お話しなくてもわかっていると思います。

ただ、今回の災害におきまして、先ほどお話ししましたように、町の対応もすごく速かったなと思っておりますし、そしてまた、その財政、大変厳しいというのは皆さんもご存じだと思います。そういった中において、企業も上富田町へ何件か出てきておりますが、これも撤退されたら悪い。これを何とか助けないかというような状況でも頑張っておりますし、先ほどの話の中にありましたように老人夫婦が多く、農業後継者もない世の中で、何とか手を差し伸べてあげたいというような心からの行政に取り組む町長の姿勢があらわれていると思います。

そういった意味で、この災害につきまして早急に対応した。そしてまた、総額が約10億円になろうかというような厳しい中においても一生懸命やっている町の行政の姿勢に対して賛成をいたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、畑山君。

6番（畑山 豊）

私は、この一般会計補正予算に対して賛成をします。

このたび私たち、この間、4日、5日、6日と、東日本大震災の復興支援という目標で視察研修をしまいいりました。その中で現地、宮古市、そして遠野市、2カ所を視察

させていただきましたが、宮古市の田老町の防潮堤などを現地視察し、また、市役所でいろいろと現状の内容をお聞きしましたところ、やはり国を挙げて支援をするとか、県がするとか、いろんな方向性がまだまだどういうふうになるかわからん。各市町村では最終的には単独でいろいろと補いをしなきゃならないのと違うかと、それもはっきりわからないような状況でございました。しかし、一生懸命に復興に向けて頑張っておる状況を目にしてまいりました。

そんな中でうちの町行政も、町長が一番最初に、災害の状況をまだまだきっちり踏まえてない時点で、私は単独でこの事業をする運びになってもやるつもりという、そういう姿勢を見せてくれておりました。そういうことで、特にこの補正予算については賛成をします。

以上です。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第72号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件の議事は、すべて終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

平成23年第3回町議会臨時会を閉会するにあたりまして、お礼のごあいさつを申し

上げます。

今議会に上程しました2議案を可決、承認していただきまして、まことにありがとうございます。

梅本新教育長には町の財政状況を説明し、給与の減額をお願いしたところ、快く承諾をいただきました。また、今後は上富田町の教育の振興に努力する旨の決意もいただいたところでございます。今後ともよろしく申し上げます。

次に、一般会計補正予算(第3号)につきましては災害に関する補正予算で、被災された皆さんや被災した道路、河川等を利用する立場の方々からは早期に復興を望んでいるところでございまして、私としましては、国、県に、早期に復興できるよう強く要望しています。

しかし、周辺の市町村も含みあまりにも被害が大きく、復興に対しての順位的なこともあります。いずれにしましても、議員の皆さん、町民の皆さんには復旧事業に対しましてのご理解をお願いする次第でございます。

本日はまことにありがとうございました。

---

## 閉 会

議長(奥田 誠)

お諮りします。

これをもって平成23年第3回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて平成23年第3回上富田町議会臨時会を閉会します。

皆さん、どうもありがとうございました。

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長      奥田    誠

議事録署名議員      沖田   公子

議事録署名議員      榎本   敏